

## 「西北圏域大規模氾濫時の減災対策協議会」設立趣意書（案）

平成27年9月関東・東北豪雨では、流下能力を上回る洪水により利根川水系鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流出や広範囲かつ長期間の浸水が発生しました。また、これに住民避難の遅れも加わり、近年の水害では例を見ないほどの多数の孤立者が発生する事態となりました。

こうした背景から、平成27年12月に社会資本整備審議会会長から国土交通大臣に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申されました。この答申を踏まえて、国土交通省では、施設では守り切れない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づいて、全国の直轄河川を対象として、平成32年度を目標に水防災意識社会を再構築する取組を進めており、青森県においては、岩木川、馬淵川、高瀬川の3水系について、直轄、県管理河川の沿川市町村を構成員として、減災に向けたハード・ソフト対策を一体的、総合的、計画的に取り組んでいるところです。

このような中、平成28年8月の台風10号では岩手県の小本川が氾濫し、小本川沿川の高齢者福祉施設で9名の死者が出るなど、中小河川においても、甚大な被害が発生していることに鑑みると水害から命を守る「水防災意識社会」の再構築に向けた取組をさらに加速させ、全ての地域において取組を推進していくことが求められています。

これらを踏まえ、青森県では、全ての県管理河川においても、平成33年度を目標に水防災意識社会を再構築する取組を行うこととしました。

については、河川管理者、県、国、市町村等が減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に進めるために、「西北圏域大規模氾濫時の減災対策協議会」を設立するものです。